

令和8年度台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務委託基本仕様書

1 目的

台湾は、多数の日本酒が輸出されており、日本酒の知名度は高いが、その分、価格競争やシェア争いが激しい状況にある。また、山形県には、多種多様な酒蔵が数多くあり輸出にも熱心な酒蔵が多いが、1社ごとの規模は比較的小さく、量や安さではなく、質やブランド力で勝負する必要がある。

県産日本酒の輸出及びシェア拡大のためには、「山形県産日本酒」のイメージ・ブランド力の向上や、酒蔵や作り手のストーリー、健康・自然志向など新たな切り口が必要であると考えられる。

また、台湾のより多くの方々に県産日本酒を積極的に選んでいただける土台作りのために、従来の日本酒単体や日本料理とのペアリングによるプロモーションだけではなく、台湾現地の料理とのペアリング、台湾の人々の好みに合った飲み方の提案等が重要と考えられる。

本事業は、上記の背景を踏まえ、以下の目的を達成するために、実施するものである。

- ① 地理的表示制度G I 「山形」や、「雪女神」をはじめとする県オリジナルの酒造好適米、、県と県酒造組合が技術の粋を尽くして開発したオリジナルブランドの純米大吟醸「山形讚香」をはじめとする県産日本酒など、台湾でのブランド力向上・他県産日本酒との差別化のため、本県の酒造りの特性（原料、製法、GI認定、風土・文化、酒蔵のストーリー等）のPRの実施。
- ② 県産日本酒が、より台湾の飲食市場で広く受け入れられるための、日本食以外の料理とのペアリング、台湾の人々に合った飲み方の提案。
- ③ 本事業をきっかけとした、県産酒以外の県産品の認知度向上・販路拡大。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

3 業務内容

上記目的を達成するために、山形県知事（以下「発注者」という。）は、事業実施者（以下「受注者」という。）に対し、下記の内容により本事業の委託を行う。事業の実施にあたっては、受注者は、発注者と十分調整を行うものとする。

実施業務：台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務

実施時期：令和8年6月3日（水）午後【予定】

実施場所：台湾台北市内レストラン

実施方法：本業務の実施方法は次の(1)及び(2)によるものとし、受注者は予算（提案上限額）の範囲内で、最も効果的に本業務を実施できる手法を発注者に対して提案するものとする。

- (1)県産日本酒セミナー（講師：県酒造組合を想定）約20分（通訳込み）
- (2)レストランイベント 2時間程度

県産日本酒と現地料理人の料理（台湾料理、洋食、創作料理等）とのコラボレーション

対象者：本業務の対象者及びおよその人数は、次に掲げるとおりとし、受注者は予算（提案上限額）の範囲内で、本業務の目的達成に最もふさわしい関係者を招待するものとする。

○ 台湾の飲食店・ホテル・小売関係事業者、飲食業界関係者 20～30名程度

業務内容：(1)本業務（セミナー及びレストランイベント）の企画、運営

本業務の実施計画、準備及び当日の運営について、発注者と十分な連絡調整を図りながら実施すること。

(2)招待客対応

招待客候補者の選定（招待客の決定は受注者と協議して行うこと。）、招待客への出席案内、出欠取りまとめ、当日の受付その他の対応を行うこと。

なお、試飲酒を提供いただく酒蔵の輸入代理店の関係者等について、セミナー及びレストランイベントに同席する可能性があるため、当該関係者についても受付その他の対応を行うこと。

(3)その他

① セミナー及びイベント時の通訳（2名程度）の手配を行うこと。

② 今後の台湾向け県産品輸出の参考となるよう、招待客に対しアンケートを実施し、回収及び集計すること。

③ 本事業の実績をまとめた報告書を作成し提出すること。

4 企画提案事項

受注者は、提案上限額の範囲内で、以下について企画提案書に記載の上、具体的に提案すること。なお、契約候補者となった者の提案内容は、原則として契約締結時の仕様書に盛り込むことを想定するが、必要に応じ発注者において一部修正を行う場合がある。

(1) 県産日本酒セミナー及びレストランイベントの事業効果を最も高める会場及び招待客（候補）の選定並びにイベントの運営方法。

(2) 現地メディア等を招請し記事にしてもらうなど、何らかの手法で招待者以外への波及効果のある取組みを行うこと。

(3) レストランイベント時に、県産日本酒と一体的にプロモーションすることが適切と考えられる複数（少なくとも2つ以上）の県産品（加工食品、工芸品等）を提案し、実際にレストランイベントにおいてPRを行うこと。

ただし、当該県産品については、いずれも「県産農林水産物を原料に使用した県産品」をテーマとしたものであること。なお、当該県産品の製造事業者との調整は受託者が行うこと。また、当該県産品の調達にかかる費用は受注者負担とする。

5 経費負担

本事業に係る経費負担は以下のとおりとする。

(1) レストランイベントの試飲酒

発注者において本委託業務と別に手配する。

(2) セミナー講師料

セミナー講師に山形県酒造組合を起用する場合は、当該講師に係る経費は委託料と別に発注者が負担する。

(3) その他

上記(1)及び(2)以外の本事業実施に必要な経費は、全て受注者負担とする。

6 成果品の納品及び部数

- (1) 受注者は、3 (3)③に規定する報告書を電子媒体（電子メールによる提出可）により提出するものとする。
- (2) (1)の電子媒体には、イベントの様子が分かる写真（JPEG形式）を添付すること。

7 その他

- (1) 受注者は契約締結後速やかに委託業務に着手しなければならない。
- (2) 委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法等について発注者と協議しながら進めることとする。
- (3) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報（個人情報を含む。）を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務による成果品の著作権は成果品の引き渡しが行われたときに、受注者から発注者に移転するものとし、発注者は当該成果品の内容を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。